

南海トラフ巨大地震対策に関する取組状況

段階	重要テーマ	番号	対策の概要
命を守る	【テーマ1】 タイムリーな情報発信等により、短時間で押し寄せる巨大な津波からの避難を全力で支える。	①	住民等の避難に資するよう、 津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供 するとともに、 海域の地震観測データを活用することによる緊急地震速報の迅速化・高精度化 に取り組む。
		②	想定される深刻な事態をビジュアルに伝えるなど国民一人一人が高い防災意識を持ち、自助・共助による被害軽減を実現させるため、リスクコミュニケーションを展開する。
		③	河川・海岸堤防等の耐震対策及び水門等の自動化・遠隔操作化等を推進する。また、津波浸水等を軽減するための粘り強い海岸堤防・防潮堤等の整備を推進する。
		○	部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体となった津波防災地域づくりを推進する。
	【テーマ2】 数十万人の利用者を乗せる鉄道や航空機等の利用者について、何としても安全を確保する。	④	東海道新幹線において、耐震対策は概ね完了。さらに、脱線時の被害が大きいと想定される区間を優先的に脱線・逸脱対策を実施する。
		⑤	南海トラフ巨大地震や首都直下地震により、羽田及び成田空港が同時閉鎖又は同時被災した場合等に備え、多数の航空機毎に残燃料等を考慮した最適な代替着陸空港を即時選定する「緊急ダイバート運航総合支援システム」を平成28年6月22日より本格運用開始。
		○	南海トラフ地震等で大きな揺れが想定される地域において、片道断面輸送量1日1万人以上等一定の要件を満たす鉄道路線等に対して補助を実施し、耐震対策を進める。
		○	大阪北部地震における運転再開等に係る鉄道事業者の対応状況等について情報共有・検証を行い、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模地震に備えるため、平成30年6月に「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」を開催。(1)多数の駅間停車列車が発生し、一部列車においては乗客救済の完了まで長時間を要したこと、(2)一部路線で運転再開が深夜や翌日以降となつたこと、(3)運転再開に関する情報が示されていなかつたり、度々運転再開見込みが変更されたケースがあつたこと、(4)駅間停車した列車により踏切が長時間遮断状態となり、緊急自動車の通行に支障を及ぼした事象もあつたことに対する今後の対応策等について検討を実施。
	【テーマ3】 基大かつ広範囲の被害に対しても、被災地の情報を迅速・正確に収集・共有し、応急活動や避難につなげる。	⑥	災害対応の迅速化・高度化を図るため、「統合災害情報システム(DiMAPS)」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化するとともに、DiMAPS等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化。
		⑦	「情報分析・意思決定支援システム」等を用いて実地震発生時の震災対応を支援する情報の提供を開始するとともに、さらなる機能向上のために画像情報から被害を自動抽出する機能の開発や、一部機能について統合災害情報システム(DiMAPS)等のシステムと連携を実施した。大規模地震発生時の的確な初動対応に資するため、「情報分析・意思決定支援システム」等の運用を継続する。
		⑧	発災直後から被災建築物の安全性を確認することで、避難所で生活する被災者の早期帰宅を促す観点から、被災地における応急危険度判定を迅速に実施する体制を確保するため、全国各地からの広域支援に関する連絡調整を行う。
		⑨	人命救助のために重要な発災から72時間を考慮した警察庁、消防庁及び防衛省の広域応援部隊の民間フェリーを活用した迅速な進出を実現させるため、関係省庁、民間フェリー事業者等と合同図上訓練を実施し、関係者間の連携強化を推進する。
		○	大阪府北部地震を踏まえ、帰宅困難者対策を支援するため、大規模震災における河川舟運の活用・促進する方策を検討。
		○	大規模災害の広域・連続的な発生に備え、巡回船艇・航空機等の整備等の推進及び発災時における迅速な対応のための動員計画の見直しを図るとともに、関係機関との連携訓練を実施する。
		○	耐震改修促進法の円滑な運用を図るとともに、住宅・建築物の耐震診断・改修等に係る所有者の経済的負担の軽減及び耐震化に関する更なる情報提供を図ることにより、平成32年の耐震化率95%の目標達成に向け耐震化を促進する。また、ブロック塀等について、所有者向けの安全点検のチェックポイントの周知や、避難路沿道の一定規模以上のものに対する耐震診断の義務付け等により、安全確保に向けた取組みを推進する。

代表施策

全44施策

※32施策は首都直下地震
対策を兼ねる新規:18
継続:24
完了:2

南海トラフ巨大地震対策に関する取組状況

段階	重要テーマ	番号	対策の概要
救急救命	【テーマ4】無数に発生する被災地に対して、総合啓開により全力を挙げて進出ルートを確保し、救助活動を始める。	⑩	(後掲)首都直下地震の対応に関する取組も参考にしつつ、役割・連携方法の確認するなど実効性を高める取組を <u>推進する</u> 。
		○	緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制の整備などの取組を実施する。
		○	今年3月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路」制度が創設されたことを踏まえ、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、各地域で新たな広域道路交通ビジョン・計画を幅広く議論するなど、新たな広域道路ネットワークの検討を進め、基幹となるネットワークの整備や機能強化を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能を強化。 また、災害時には、重要物流道路及びその代替：補完路において道路啓閉・災害復旧を国が代行することで、早期の機能確保を図る。
		○	平成30年7月豪雨災害直後、整備局や県、市、警察などで構成される「広島県災害時渋滞対策協議会」を設置し、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等のソフト・ハードの渋滞対策を実施。 一方で、国道31号の広島から呉方向の朝ピーク時間帯に依然として著しい渋滞があることなどから、有識者、行政、交通事業者及び経済団体等で構成される「広島・呉・東広島都市圏災害時交通マネジメント検討会」を新たに設置し、交通需要抑制も含めた包括的な交通マネジメントを実施。
		○	関係府省等が保有する海洋ビッグデータを集約し、共有・提供する「海洋状況表示システム」を新たに整備・運用。 気象・海象、漂流物情報、衛星写真等を活用して、災害時の迅速な情報共有、早期航路啓閉等に貢献。
		○	平成30年7月豪雨において、被災地の円滑な救助救援活動の観点から、広島市・呉市周辺において、ETC2.0や民間の通行実績データを活用し、通行可能な主な道路を一元的に示した「通れるマップ」を作成・公開。今後も大規模災害時において、「通れるマップ」を作成・公開を実施。
		○	平成30年4月に無電柱化推進計画を策定。 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。
		○	発生直後から円滑かつ迅速に災害応急対策活動を行うため、災害対応にあたる人材の育成や「南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画」に基づく、関係機関と連携した実動訓練などによる災害対応力の向上を図るとともに、民間人材の確保などによるTEC-FORCEの体制・機能の強化・拡充に努める。
		⑪	強い揺れが想定される紀伊半島や四国等の内陸部の山間地においては、緊急対応に不可欠な交通網の寸断や二次被害のおそれのある箇所等において、砂防堰堤等の土砂災害対策を重点的に進めるとともに二次災害防止に向けた警戒避難体制を強化する。
		⑫	民有護岸等に対する無利子貸付、平成30年度に拡充・延長された税制の特例措置及び「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン」の活用促進を通じて、民有護岸等の耐震改修をはじめとしたコンビナート港湾等の強靭化に取り組む。
		⑬	幹線交通施設等の社会経済上重要な施設を保全するための土砂災害対策に資する災害現場における無人化施工技術を開発する。
被災地への支援	【テーマ6】民間事業者等も総動員し、数千万人の被災者・避難者や被災した自治体を全力で支援する。	⑭	平成28年度に、大量の災害支援物資を発災直後から効率的かつ確実に輸送するため、陸海空の輸送手段を最大限に活用できるよう、物流事業者等と共に、災害支援物資の輸送訓練を実施するとともに、平成28年熊本地震での課題を踏まえて、輸送モード間の調整手順、協力体制等を明確化した「即応型 災害支援物資輸送マニュアル」を策定した。
		⑮	災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするために、宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。
		⑯	自宅が罹災し、自宅にはすぐに戻ることができない被災者に対して、公営住宅や民間賃貸住宅等の空室の提供や、応急仮設住宅の建設など、多様な手法による応急的な住まいの確保について、内閣府等の関係府省と連携して支援を行う。

全44施策

※32施策は首都直下地震
対策を兼ねる新規:18
継続:24
完了:2

南海トラフ巨大地震対策に関する取組状況

段階	重要テーマ	番号	対策の概要
被災地への支援	【テーマ6】民間事業者等も総動員し、数千万人の被災者・避難者や被災した自治体を全力で支援する。	⑯	地震による国民の生活や公衆衛生等への影響を軽減するため、下水道施設の耐震化の促進と、避難所等でのマンホールトイレの設置について支援する。
		⑰	大規模災害発生後、港湾を活用した被災地支援の広域連携により、迅速に緊急支援物資等の海上輸送を行うための体制の強化を図る。さらに、給水支援活動を迅速かつ継続的に行うための連携体制の構築及び船舶の給水設備の改良を行う。
		⑱	巨大災害時に発生する災害廃棄物の港湾を活用した広域処理にあたって生じる課題を整理し、それらの課題に対応するための連携体制の構築を進める。
		⑲	災害時に活用可能な民間物資拠点の新規追加、既締結協定の高度化、ラストマイルを含む支援物資輸送に係る課題の分析、対策の検討、訓練の実施等により、災害に強い物流システムの構築を推進する。
施設復旧・復興	【テーマ7】事前の備えも含めて被害の長期化を防ぎ、早期の復旧を図ることで、1日も早い生活・経済の復興につなげる。	㉑	静岡市由比地区においては、大規模土砂災害対策を、平成31年度までに重点的に推進する。
		㉒	濃尾平野のゼロメートル地帯等において、津波の来襲または地震による堤防の被災等に伴う浸水被害を軽減するための総合的な対策を推進する。 【濃尾平野の排水計画【第1版】策定済み。H30年度は、 堤防耐震性能照査結果等を踏まえた現実的な被害想定に対する排水オペレーション計画を立案予定。H30年度以降に公表予定。 】
		㉓	○ 道路・河川等関係者と連携した取組により、被災した鉄道路線の早期運転再開に向けた対応を行う。
		㉔	JR東海道本線被災における貨物列車代替ルートとして、JR北陸本線経由、JR中央本線経由での輸送を確保する。 [貨物鉄道事業者策定の危機管理マニュアルに基づいた情報伝達訓練を継続して実施。]
		㉕	改正港湾法に基づく、非常災害時における国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練結果を踏まえ、港湾BCPの改善を図るなど、円滑な被災地支援体制を構築するとともに社会経済活動の早期回復を図る。
		㉖	地震により被災した宅地の危険度判定を安全かつ効率的に実施し、迅速に二次災害の防止策等を実施するため、リモートセンシング技術等の新技術活用を検討し、実施マニュアルの見直し等を行う。
		㉗	○ 地震による宅地擁壁の崩壊や宅地地盤の液状化被害に備えるため、宅地擁壁の老朽化対策を示すガイドラインの作成および、液状化のリスクをわかりやすく表現するマップの作成方法の開発を行うとともに、全国の大規模盛土造成地マップおよび液状化ハザードマップの作成・公表等により宅地の安全性を「見える化」し、事前対策を推進する。
		㉘	復興まちづくりの主体となる地方公共団体が、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりに着手できるよう、東日本大震災からの復興まちづくりの教訓等を踏まえ、復興事前準備を推進する。
		㉙	○ 宿泊施設のキャンセルなど、観光業に深刻な影響が生じた場合に、幅広い関係者の協力を得ながら、「復旧状況等についての正確な情報発信」等により、風評被害の払拭に努め、いち早い被災地の復興を観光面から支援する。
		㉚	○ 北海道胆振東部地震の際の停電等の影響により、外国人旅行者への情報発信の不足等が課題となったことを踏まえ、外国人観光案内所における非常用電源装置等の整備を支援する。
		㉛	○ 平成30年7月豪雨では、各地で電力・水道等のライフラインが被災。道路啓閉等の優先度を高めることにより、ライフラインの早期復旧を支援。今後、「ライフラインの早期の復旧に向け、道路啓閉による支援を行うことを想定し、関係機関とどのように連携していくべきか」について検討。
		㉕	
		㉖	
		㉗	
		㉘	
		㉙	
		㉚	
		㉛	

全44施策

新規: 18
※32施策は首都直下地震
対策を兼ねる

新規: 18
継続: 24
完了: 2

